

<新型コロナウイルス感染症対策に関して>

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、以下の通り対策を行います。

1. 手洗い・消毒

外出後、および食前に手洗い、消毒ジェルによる手指の消毒の実施

2. 勤務時のマスク着用

勤務中は感染・拡散予防のためのマスク着用を推奨
打ち合わせ時は原則マスク着用とする

3. 社内空間の消毒・換気

打ち合わせ終了後、担当職員がテーブル、椅子などのアルコール消毒、空間の次亜塩素酸消毒を行う
各自、ドアノブ、階段、手すり、タブレットなど感染源と考えられる場所のアルコール消毒を行う
窓の開放、定期的な換気の実施する

4. 職員間ソーシャルディスタンスの確保

作業デスクを一定間隔空け、ソーシャルディスタンスの確保を行う

5. 公共交通機関利用者の時差出勤の推奨

実施期間：2020年4月13日(月)から当面の間

実施目的：通勤混雑時の公共交通機関の利用による感染リスクの回避

実施内容：出勤時間の1時間繰り上げ

対象者：公共交通機関(バス・地下鉄)を利用して通勤を行う者

6. 出社前、体調管理チェック

出社前、本人または同居人に、37度以上の発熱が確認された場合、もしくは、せき、強い倦怠感、息苦しさなどの風邪症状、匂い、味を感じないなどの異常が確認された場合は連絡のうえ、自宅にて経過観察を行う

7. 出社後、検温および体調管理チェック

出社後、検温を実施。各自検温後、体調管理表を記録の上、37度以上の発熱が確認された場合、
もしくは、せき、強い倦怠感、息苦しさなどの風邪症状、匂い、味を感じないなどの異常が確認された場合は早退とし、自宅にて経過観察を行う

8. 打ち合わせ

感染対策実施期間中、同時間帯の打ち合わせは原則1組とする

また、可能な限り少人数とし、原則1席ずつ間隔を空けて着席、時間は1時間以内とできるよう努める

また、事前連絡がない来訪者にはデスクでの対応、およびソーシャルディスタンスの確保を行う

9. 在宅勤務

本人または同居人の体調不良(4日以上発熱、せき、強い倦怠感、息苦しさなどの風邪症状、匂い、味を感じないなどの新型コロナウイルスへの感染が疑われる異常が確認された場合)および、国内のウィルス蔓延状況に応じて、在宅勤務を実施。導入方法は次ページを参照

<在宅勤務体制に関して>

職員の新型コロナウイルスの感染が疑われた場合、以下の通り在宅勤務を行うこととします



上記に加え、行動記録の作成、できるだけ人ごみを避けるなど、各自で感染拡大の防止を図る